平成２１年（再ロ）第５号

青森県十和田市東六番町１―39　パークハイツ202号室

再生債務者　相原　孝格

1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年１月４日まで

4　一般異議申述期間　平成22年１月13日から平成22年１月27日まで

青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（再ロ）第１９号

京都市山科区竹鼻木ノ本町２番地ライオンズマンション京都山科ガーデンシティ627号

再生債務者　飛田　隆彦

1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年１月５日まで

4　一般異議申述期間　平成22年１月８日から平成22年１月15日まで

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第１０号

秋田市東通６丁目10番11号　ピュアハウスK203

再生債務者　加納　裕子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年10月28日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成21年12月22日まで

平成21年12月１日

秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（再ロ）第８号

山形県東根市神町東１丁目11番15号

再生債務者　後藤　真世

1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年11月30日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成21年12月24日まで

平成21年12月２日　　山形地方裁判所民事部

平成２１年（再ロ）第６号

福島市飯坂町湯野字横町14番地の９

再生債務者　葉室　茂美

1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年11月12日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成21年12月24日まで

平成21年12月２日　　福島地方裁判所

給与所得者等再生による変更再生計画案についての意見聴取

平成２０年（再ロ）第９号

宮崎県都城市高木町4285番地２

再生債務者　新森　綾香

1　意見聴取に付する変更再生計画案　平成21年11月２日付け変更再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成21年12月21日まで

平成21年11月30日　宮崎地方裁判所都城支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第２８号

大阪市西淀川区佃３丁目19番10―213号

再生債務者　金子　勝人

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年11月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年12月１日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第１号

鹿児島市玉里団地１丁目60番３号

再生債務者　山下　誓吉

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年11月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年11月30日

鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２１年（再ロ）第２号

鹿児島市郡元町25番10―605号

再生債務者　平　久美子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年11月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年12月２日

鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２１年（再ロ）第１号

岩手県遠野市宮守町達曽部40地割58番地４

再生債務者　大澤　重光

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年11月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年12月２日

盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２１年（再ロ）第３２号

仙台市若林区南鍛冶町101番地の１　シャンボール第２荒町503

再生債務者　三浦　佳子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年12月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年12月２日

仙台地方裁判所第４民事部

職員の免職処分

大阪市職員　川口　雅弘

上記の者は、平成21年９月24日以降出勤せず、長期にわたり職務を放棄したので、地方公務員法第28条第１項第１号及び第３号により免職する。

平成 21 年 12 月 10 日

大阪市長　平松　邦夫

会社公告

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年十月二十二日

掲載頁　一二二頁（号外第二二五号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年十月二十一日

掲載頁　八十八頁（号外第二二四号）

平成二十一年十二月十日

広島市中区幟町一三番四号

（甲）ジーニアスワーミンメモリアルラボラトリー株式会社

代表取締役　道下太英子

広島市安佐南区祇園三丁目二六番三号

（乙）イーピーエス株式会社

代表取締役　道下太英子

平成二十一年十二月十日

福島県郡山市安積町笹川字平ノ上一番地の一

（甲）日本全薬工業株式会社

代表取締役　高野　恵一

福島県郡山市安積町笹川字平ノ上一番地の一

（乙）株式会社ナザック

代表取締役　福井　邦顕

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年十月二十二日

掲載頁　一二二頁（号外第二二五号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年十月二十一日

掲載頁　八十八頁（号外第二二四号）

平成二十一年十二月十日

広島市中区幟町一三番四号

（甲）ジーニアスワーミンメモリアルラボラトリー株式会社

代表取締役　道下太英子

広島市安佐南区祇園三丁目二六番三号

（乙）イーピーエス株式会社

代表取締役　道下太英子

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ラッキーセブン（住所東京都練馬区貫井二丁目二八番二号）に対して当社の遊技場事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は平成二十一年十一月二十五日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十一年十二月十日

東京都練馬区貫井一丁目二八番二号

有限会社大同総業

代表取締役　大原　正子